

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
コムチュア株式会社
代表取締役社長 向 浩 一

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、来る平成22年6月28日（月曜日）午後5時40分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目6番3号
日精ビルディング3階ホール
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第26期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第26期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役5名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件
第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 招集通知添付書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（アドレス <http://www.comture.com/>）において掲載いたしますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告 第26期

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の悪化が続いているものの、アジア地域を中心とする海外経済の改善を背景に設備投資も下げ止まりつつあり、業況感の改善が緩やかに進んでおります。しかしながら、失業率が依然高い水準にあり、また個人消費は低調に推移しており、デフレが懸念されるなど、景気は持ち直しつつあるもののその自律的回復力は弱い状況にあります。

一方、当社が属する情報サービス産業においても、競争力強化に向けたIT投資意欲は底堅いものの、企業収益の悪化の影響が遅行して現れてきており、新規投資抑制や遅延の動きも長期化し、経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中で、当社は成長分野および得意領域に経営資源を集中し、営業活動を展開してまいりました。また、原価改善や間接コストの削減等、収支改善の自助努力を重ねてまいりました。その結果、当事業年度の業績は、売上高4,783百万円（前年同期比20.6%減）、営業利益493百万円（前年同期比3.8%減）、経常利益505百万円（前年同期比3.8%減）となりました。一方、当期純利益は297百万円（前年同期比4.0%増）となりました。

事業区分別の売上高実績は、グループウェアソリューション事業は1,866百万円（前年同期比14.4%減）、ERPソリューション事業は472百万円（前年同期比27.9%減）、Webソリューション事業は839百万円（前年同期比28.7%減）、ネットワーク運用サービス事業は1,605百万円（前年同期比20.2%減）となりました。いずれも景気後退による顧客企業のIT投資抑制等の影響によるものが主な要因であります。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第23期 (平成19年3月期)	第24期 (平成20年3月期)	第25期 (平成21年3月期)	第26期 (当事業年度) (平成22年3月期)
売上高(千円)	5,361,603	6,030,556	6,023,257	4,783,048
経常利益(千円)	428,856	519,989	525,173	505,055
当期純利益(千円)	235,094	291,531	286,488	297,971
1株当たり 当期純利益(円)	16,094.83	16,658.92	16,370.75	17,026.97
総資産(千円)	2,354,860	2,550,537	2,633,479	2,717,473
純資産(千円)	1,239,703	1,494,066	1,740,845	1,979,206

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、創業25周年の節目の年を迎え、クラウドコンピューティングへの市場構造の変化の中で飛躍的な成長を目指し、第27期を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画では、三カ年の経営ビジョンとして、「クラウド時代をコラボレーションでリードするコムチュア」を掲げ、次の諸施策に取り組み、高品質な経営基盤を構築し持続的に成長し続ける強い企業を目指してまいります。

① 成長戦略

当社は、既存のコア・コンピタンスと拡大し続けるクラウドコンピューティング事業にフォーカスし、次のような成長エンジンと連携ビジネスに注力してまいります。

- i) コムチュアブランドのコラボレーション・ソリューションのクラウド化
- ii) アジャイル開発、マッシュアップ、データ連携ソリューションの強化
- iii) メジャーなパブリッククラウド (Google、Amazon、Salesforceなど) との連携
- iv) セキュアなマルチデバイス (携帯、シンクライアント、PCなど) サポート技術の進化

② 顧客戦略

従来、当社は特定のお客様に偏らないことを顧客戦略の中核としておりました。今後は既存の重点顧客との取引強化と、新規の大口顧客開拓をターゲットとした顧客戦略を徹底いたします。

また、当社が永続的かつ安定的に事業を展開するためには、お客様への提案力の強化が極めて重要であります。当社は、「お客様のささやきにチームで知恵だし（いわゆるコラボレーション）をおこない、お客様へカタチにしてお返しする」活動を更に進化させ、多様化するお客様ニーズに迅速に対応してまいります。

③ 人事組織戦略

当社の事業にとって、最も重要な経営資源は人材であります。この優秀な人材の確保と高度なスキルを擁する人材の育成は、お客様への高品質なサービスの提供と、当社事業の進展に資するものと確信しております。当社は三年後の人材イメージを見据え、優秀な人材の補強と育成に努めてまいります。また、企業理念の浸透度、経営戦略の鮮明度、組織文化の活性度などでインセンティブを高める新たな人事制度に着手いたしました。更に、トップダウン型経営の長所を活かしながら、かつ、現場組織が自立的に判断し、行動することのできる経営基盤の構築を進めてまいります。

④ 研究開発戦略

当社は、市場環境と技術動向を見据え、先進技術に迅速に対応することが、企業成長に大きく貢献すると考えます。この度、中期経営計画を実現するため、新たに研究開発への支援制度を整え運用を始めました。これにより、クラウド関連の事業領域で技術基盤の強化を推進してまいります。

⑤ 提携戦略

当社は、得意とするコラボレーション領域の強化と新たな成長エンジンの創出などで事業基盤の強化をすすめてまいります。同時に、迅速に事業の拡大を図るため、相乗効果を活かしたパートナーシップ企業との資本・業務提携などに積極的に取り組み、成長スピードを加速させてまいります。

株主の皆様におかれましては、このような当社の考え方をご理解いただき、引き続き格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

当社は、クラウドコンピューティングなど市場動向を見据えながら、コンサルテーションからシステム販売、構築といったフロービジネス、そしてプロダクトやアプリケーションの保守・運用といったストックビジネスまでトータルソリューションサービスの提供を行っています。当社の提供するソリューションサービスは次の4事業となります。

- ① 顧客の効率的でスピーディな情報共有環境を構築するグループウェアソリューション事業
- ② 顧客のビジネスプロセス改革ニーズに応えるERPソリューション事業
- ③ インターネットを活用したWebシステムを構築するWebソリューション事業
- ④ 顧客のシステムやネットワークの運用ニーズに応えるネットワーク運用サービス事業

(6) 主要な営業所および工場

本社	東京都品川区
三田センタ	東京都港区
大阪営業所	大阪府大阪市西区

(7) 従業員の状況

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
444	31.8	5.72	4,475

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者および契約社員を含む）であります。なお臨時雇用者はおりません。
2. 平均年間給与は賞与および基準外賃金を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 58,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,500株
- (3) 株主数 943名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率(%)
向 浩 一	7,860	44.91
コ ム チ ュ ア 社 員 持 株 会	1,312	7.49
向 容 子	1,070	6.11
有 限 会 社 コ ム	1,000	5.71
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	500	2.85
エヌ・ティ・ティ・データ・ジェトロニクス株式会社	500	2.85
T I S 株 式 会 社	400	2.28
鈴 木 孝 司	311	1.77
馬 上 貴 伯	116	0.66
手 塚 敏 之	104	0.59

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

(平成22年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	向 浩 一	
常 務 取 締 役	島 勝 久	ネットワークサービス本部長
常 務 取 締 役	福 田 豊 次	ビジネスパートナー本部長
取 締 役	田 村 誠 二	経営企画本部長
取 締 役	酒 井 哲 夫	
監 査 役	壁 谷 勝 彦	
監 査 役	藤 田 和 彦	
監 査 役	的 場 淳	

- (注) 1. 取締役 酒井 哲夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 壁谷 勝彦および監査役 藤田 和彦ならびに監査役 的場 淳は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 的場 淳は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 76,887千円 (内、社外取締役 1名 4,837千円)
監査役 3名 13,290千円 (内、社外監査役 1名 3,420千円)

(3) 社外役員に関する事項

取締役 酒井 哲夫

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
情報技術開発株式会社 社外監査役を兼任しております。
同社と当社には通常の営業上の取引関係がございますが、その取引総額に重要性はございません。なお、当該社外取締役は当社の社外取締役としての職務に専念できる状況にあります。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
当事業年度において、当該取締役が就任した後に開催された取締役会24回の全てに出席し、取締役等の意思決定プロセスおよび業務執行の状況を直接確認して助言を行っております。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役の責任限定に係る契約の締結に関する事項を定めておりません。

監査役 的場 淳

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会29回の全てに出席し、主に財務および会計に関する知見を有する監査役としての発言を行っております。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外監査役の責任限定に係る契約の締結に関する事項を定めておりません。

5. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「お客様には“感動”を、社員には“夢”を」の基本理念の下、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社を目指します。

これらを実現するため、的確かつ迅速な意思決定および機動的な執行を行うことを経営の最重要課題の一つと位置づけ、取締役および従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備・運用し、継続的な見直しによる当該体制の改善・充実を図っていくとともに、取締役および従業員に対して、コンプライアンスに係る教育、啓蒙、指導に注力する方針であります。

イ. 法令・定款および社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として、以下の「会社方針」を定め、取締役および従業員はこれに従って、職務の執行にあたる。

1. 社会と共に繁栄する会社になること
2. ユーザから真に信頼されるサービスを提供する会社になること
3. 使命感と活気ある人材に満ちあふれた会社になること
4. 常に新しい技術を取り入れ蓄積し、社会のニーズに対応できる会社になること
5. 健全成長を基調とする超一流を目指す気品ある社風を築く会社になること

また、取締役および従業員は各事業年度初において、会社方針達成のための役割を自認し、個々人の当該年度における達成目標を明確にするため、「私の標語」を作成し、自らを律しその実現に努める。

- ロ. 意思決定および業務執行に係る諸規程を定め、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を明確化し、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。
- ハ. 監査役を設置し、取締役の職務執行について、法令、監査役監査規程ならびに監査役協議会規程に基づき監査する。監査役は、監査役協議会で定める「監査方針」および「役割分担」に従い、連携しつつも独立して各々監査に当たる。
- ニ. 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を代表取締役社長直轄で設置し、代表取締役社長の指示に基づき、定期的に各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証を行うものとする。

また、その結果は、代表取締役社長および監査役、取締役会に報告され、内部統制システムの継続的な見直しに活用される。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の意思決定および職務の執行に係る情報については、取締役会規程および文書取扱規程等に基づき、記録し、適切かつ確実に保存および管理を行う。また、取締役および監査役は、これらの情報の記録を必要に応じて閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的に、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進するためのリスク管理担当役員を設置し、リスク管理体制の構築および推進を行う。リスク管理担当役員は、会社全体のリスクの統括管理を担当し、リスクの一元管理と対応並びに不測の事態発生時の対策を指揮する。

- ロ. 各本部は、それぞれの部門に関する個別のリスクについて、識別し、分析および評価する。また、その結果を基に、リスクの回避、低減等の対応を検討し、リスク管理担当役員へ報告する。監査室は、各部署ごとのリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長、並びにリスク管理担当役員に報告する。
 - ハ. 個別のリスクのうち情報セキュリティに係るリスクは、当社の業態に照らし、優先順位の高いリスクと位置づけ、「コンプライアンスプログラム」を定め、情報セキュリティ委員会が管理する。さらに、「情報セキュリティポリシー」を社内外に公開するとともに、「情報セキュリティ読本」の従業員および協力会社従業員への配布等により、周知徹底を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 原則毎月1回（必要に応じ、臨時に）開催の取締役会は、取締役会規程に基づき、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行う。また、原則毎月2回の代表取締役社長および各本部長等で構成される本部長会議は、取締役会付議事項の審議および取締役会が決定した事項の具体的な実行指針、内容を審議・決定し、職制規程および業務分掌規程、職務権限規程に従って決定される業務執行責任者に指示命令を行う。
 - ロ. 取締役、監査役、本部長、部長等で構成される原則毎月1回開催の業績点検会議は、業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画および年度予算に照らして、分析、評価され、必要に応じて、改善策を検討し、その内容を取締役会もしくは本部長会議に報告する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき従業員を置く。
- ⑥ 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助する従業員に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査役の承認を得る。当該従業員は、監査業務の範囲においては取締役の指揮を外れるものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、本部長会議、業績点検会議等の重要な会議に出席し、取締役および従業員から重要事項の報告を受ける。

- ロ. 取締役および従業員は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告する。
 - 1. 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
 - 2. その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、代表取締役社長および他の取締役との間で適宜に意見交換会を開催する。
 - ロ. 監査役は、監査室と事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果および指摘・提言事項等についての協議および意見交換をするなど、常に連携を図る。
 - ハ. 監査役および監査室は、監査人との間でも情報交換等の連携を図る。

なお、上記「会社の体制および方針」の全文は、当社ホームページ（アドレス <http://www.comture.com/>）に掲載しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しておりません。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,004,807	流 動 負 債	657,602
現金及び預金	1,129,208	買掛金	213,188
売掛金	727,410	未払金	1,091
仕掛品	8,236	未払費用	101,685
前払費用	45,994	未払法人税等	115,033
繰延税金資産	93,956	未払消費税等	11,580
その他	1	前受金	21,127
固 定 資 産	712,665	預り金	13,809
有形固定資産	250,988	賞与引当金	180,085
建物	54,212	固 定 負 債	80,664
車両及び運搬具	14,439	未払役員退職金	79,319
工具器具及び備品	37,465	その他	1,344
土地	144,871	負 債 合 計	738,266
無形固定資産	71,070	純 資 産 の 部	
のれん	770	株 主 資 本	1,994,287
ソフトウェア	67,391	資本金	308,900
その他	2,908	資本剰余金	248,900
投資その他の資産	390,605	資本準備金	248,900
投資有価証券	211,601	利 益 剰 余 金	1,436,487
関係会社株式	5,252	利益準備金	13,290
出資金	350	その他利益剰余金	1,423,197
長期前払費用	930	別途積立金	100,000
差入保証金	90,305	繰越利益剰余金	1,323,197
会員権	20,839	評価・換算差額等	△15,080
保険積立金	8,954	その他有価証券評価差額金	△15,080
繰延税金資産	46,929	純 資 産 合 計	1,979,206
その他	5,441	負 債 純 資 産 合 計	2,717,473
資 産 合 計	2,717,473		

損 益 計 算 書

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,783,048
売 上 原 価		3,723,079
売 上 総 利 益		1,059,968
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		566,298
営 業 利 益		493,669
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	218	
有 価 証 券 利 息	2,642	
受 取 配 当 金	8,537	
そ の 他	772	12,171
営 業 外 費 用		
複 合 金 融 商 品 評 価 損	785	785
経 常 利 益		505,055
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	707	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	23,906	
保 険 返 戻 益	433	25,047
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	29	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	570	599
税 引 前 当 期 純 利 益		529,503
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		225,924
法 人 税 等 調 整 額		5,606
当 期 純 利 益		297,971

株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成21年3月31日残高	308,900	248,900	248,900
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成22年3月31日残高	308,900	248,900	248,900

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				株 主 資 本 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金			
平成21年3月31日残高	13,290	100,000	1,070,725	1,184,015	1,741,815
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△45,500	△45,500	△45,500
当期純利益			297,971	297,971	297,971
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	252,471	252,471	252,471
平成22年3月31日残高	13,290	100,000	1,323,197	1,436,487	1,994,287

(単位：千円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価換算差額等 合 計	
平成21年3月31日残高	△969	△969	1,740,845
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△45,500
当期純利益			297,971
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△14,111	△14,111	△14,111
事業年度中の変動額合計	△14,111	△14,111	238,360
平成22年3月31日残高	△15,080	△15,080	1,979,206

個別注記表

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 継続企業の前題に係る注記
該当事項はありません。
 3. 重要な会計方針に係る注記
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
 - (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
建物（建物附属設備は除く）
 - a 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
 - b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。
 - c 平成19年4月1日以後に取得したもの
定額法によっております。
建物以外
 - a 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
 - b 平成19年4月1日以後に取得したもの
定率法によっております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----------|--------|
| 建物 | 22～50年 |
| 車両及び運搬具 | 6年 |
| 工具器具及び備品 | 4～15年 |

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における、見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却額とする方法を採用しております。

自社利用分ソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

のれんについては、その投資効果の発現する期間（3年）で償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金 従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

完成工事高の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

工事完成高および完成工事原価の計上基準の変更

請負工事に係る収益の計上基準については、従来工事完成基準を適用しておりますが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 139,410千円

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 17,500株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数 一株

(3) 配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成21年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 45,500千円

1株当たりの配当額 2,600円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月30日

② 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成22年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

配当金の総額 49,000千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 2,800円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年6月30日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	9,165千円
賞与引当金	73,294千円
未払役員退職金	32,283千円
ゴルフ会員権評価損等	23,442千円
投資有価証券評価損	2,232千円
その他有価証券評価差額金	10,350千円
その他	15,792千円
繰延税金資産小計	166,561千円
評価性引当額	△25,674千円
繰延税金資産合計	140,886千円

8. リースに関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

項 目	取 得 価 額 相 当 額 (千円)	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期 末 残 高 相 当 額 (千円)
工具器具及び備品	6,984	6,204	779
合計	6,984	6,204	779

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	821千円
1年超	—
合計	821千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	2,049千円
減価償却費相当額	1,900千円
支払利息相当額	77千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 金融商品に関する注記

(金融商品の状況に関する事項)

当社は、資金運用については、余剰資金の範囲内で安全性の高い金融商品に限定して行っており、リスクの高い投機は行わない方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は、主に株式であり、上場株式については定期的に把握された時価が取締役に報告されております。買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期であります。

デリバティブ取引は、余剰資金の運用を目的とした組み込みデリバティブであり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、資金の余剰額から投資限度額を設定し、時価を定期的に把握するとともに取締役会に報告する体制としております。

(金融商品の時価に関する事項)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,129,208	1,129,208	—
(2) 売掛金	727,410	727,410	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券(注1)	175,971	175,971	—
資産計	2,032,590	2,032,590	—
(4) 買掛金	213,188	213,188	—
負債計	213,188	213,188	—

(注1) デリバティブを組み込んだ複合金融商品を含めて表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	投資有価証券	35,630
	関係会社株式	5,252
計		40,883

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は、全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または金融機関から提示された価格によっております。また、当社は、デリバティブを組み込んだ複合金融商品をその他有価証券に含めて表示しておりますが、当該金融商品は組み込まれたデリバティブを合理的に区分して測定することができないため、全体を取引先金融機関から提示された価格により評価しております。

(4) 買掛金

買掛金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 113,097円53銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

① 貸借対照表上の純資産の部の合計額	1,979,206千円
② 普通株式に係る純資産額	1,979,206千円
③ 貸借対照表の純資産の部の合計額と 1株当たり純資産額の算定に用いら れた普通株式に係る事業年度末の純 資産額との差額	—
④ 普通株式の期末発行済株式数	17,500株
⑤ 普通株式の自己株式発行数	—株
⑥ 1株当たり純資産額の算定に用いら れた普通株式の数	17,500株

(2) 1株当たり当期純利益金額 17,026円97銭

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

① 損益計算書上の当期純利益金額	297,971千円
② 普通株主に帰属しない金額	—
③ 普通株式に係る当期純利益	297,971千円
④ 普通株式の期中平均株式数	17,500株

監査役の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成22年5月17日

コムチュア株式会社

監 査 役 壁 谷 勝 彦 ㊞
監 査 役 藤 田 和 彦 ㊞
監 査 役 的 場 淳 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第26期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類承認の件

当社は、会社法第438条第2項の規定に基づき、定時株主総会において計算書類の承認を受けなければならないとされていることから、当社第26期の計算書類の承認をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、添付書類（12頁から21頁まで）に記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、第26期の計算書類が、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、継続的な健全成長を基調とした企業価値の増大を目指しております。

また、利益配分については、当期の業績の状況をベースに、内部留保の充実と配当性向等とのバランスを図りながら、株主に対して積極的に利益還元を行ってまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化とともに、事業の拡大のために有効投資してまいりたいと考えております。

このような方針のもとに当期の業績ならびに今後の経営環境を勘案し、前事業年度に比べ1株につき200円増配し、次のとおり剰余金の配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき2,800円 総額49,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役および社外監査役に有用な人材の招聘を可能にし、期待される役割を十分に発揮することができるよう、それぞれとの間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を第28条、第39条に新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定を設ける議案を本総会へ提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 当社は会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、また、大阪証券取引所の定める「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第7条の規定を受け、監査役会および会計監査人を設置することとし、当社現行定款第5章を「監査役および監査役会」と改め所要の変更を行い、第6章「会計監査人」を新設するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う必要な修正、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容
 変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第5章 <u>監査役</u> (監査役の設置) 第28条 当社は監査役を置く。</p> <p>第29条～第31条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第28条 <u>当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役および監査役会の設置) 第29条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>第30条～第32条 (現行どおり) (<u>常勤監査役</u>) 第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>) 第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第32条 (省 略)	<u>(監査役会規程)</u> 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
(新 設)	第38条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第39条 <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
(新 設)	第 6 章 会計監査人
(新 設)	<u>(会計監査人の設置)</u> 第40条 <u>当社は会計監査人を置く。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u> 第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新 設)	2 <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> 第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第 6 章 計算 第33条～第36条 (省 略)	第 7 章 計算 第44条～第47条 (現行どおり)

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	向 浩 一 (昭和21年12月9日)	昭和45年4月 株式会社データプロセスコンサルタント（現アイエックス・ナレッジ株式会社）入社 昭和60年1月 当社設立、代表取締役社長（現任）	7,860株
2	福 田 豊 次 (昭和20年8月29日)	昭和43年4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社 昭和57年12月 トーメン情報システムズ株式会社（現株式会社豊通シスコム）出向 平成5年6月 同社常務取締役 平成14年2月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 平成15年4月 当社執行役員ビジネスパートナー推進本部長 平成17年6月 当社取締役ビジネスパートナー本部長 平成21年7月 当社常務取締役ビジネスパートナー本部長 平成22年4月 当社常務取締役（現任）	100株
3	田 村 誠 二 (昭和19年9月28日)	昭和42年3月 日立システムエンジニアリング株式会社入社 昭和44年2月 株式会社日立製作所転籍 平成7年8月 株式会社日立情報システムズ転籍 平成17年7月 当社入社、経営企画室長 平成18年6月 当社取締役経営企画室長 平成19年4月 当社取締役経営企画本部長（現任）	一株
4	酒 井 哲 夫 (昭和20年5月30日)	昭和43年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成9年1月 同社理事、ビジネスパートナー事業部長 平成12年8月 丸善株式会社出向、執行役員・C&S事業部長 平成14年1月 コベルコシステム株式会社代表取締役社長 平成20年4月 SAPジャパン株式会社シニアバイスプレジデント、西日本支社長 平成21年6月 当社取締役（現任） 平成21年6月 情報技術開発株式会社社外監査役（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5 *	大野 健 (昭和23年12月19日)	昭和46年4月 株式会社野村電子計算センター (現株式会社野村総合研究所) 入社 平成4年6月 株式会社野村総合研究所取締役 システム管理室長兼業務推進部 長 平成9年6月 同社常務取締役 平成12年6月 同社代表取締役専務 平成14年4月 N R I データサービス株式会社 代表取締役社長 平成18年4月 N R I シェアードサービス株式 会社取締役会長 平成18年6月 株式会社野村総合研究所取締役 平成19年11月 ニイウスコー株式会社代表取締 役会長兼社長 ニイウス株式会社代表取締役会 長兼社長 平成22年1月 当社顧問 (現任)	一株

- (注) 1. *は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 酒井哲夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

酒井哲夫氏につきましては、豊富なビジネス経験と経営経験を通じて培った同氏の幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスが強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、酒井哲夫氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役候補者である酒井哲夫氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう同氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役壁谷勝彦およびの場淳の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 *	和 中 新 一 (昭和17年10月9日)	昭和41年4月 東洋棉花株式会社（現豊田通商株式会社）入社 平成3年6月 株式会社トーメン経理部長 平成12年6月 同社常勤監査役 平成15年6月 三洋化成工業株式会社監査役 平成19年6月 同社監査役退任	一株
2 *	齋 藤 仁 男 (昭和25年8月23日)	昭和49年4月 野村コンピュータシステム株式会社（現株式会社野村総合研究所）入社 平成7年6月 株式会社野村総合研究所EUEサービス部長 平成20年4月 同社基盤ソリューション事業本部業務管理室長 平成21年4月 同社基盤ソリューション事業本部主席（現任）	一株

(注) 1. *は新任の監査役候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 和中新一氏および齋藤仁男氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

和中新一氏は、長年にわたる株式会社トーメンにおける経理部門での経験に加え、同社および三洋化成工業株式会社で監査役を歴任され、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、また、齋藤仁男氏は株式会社野村総合研究所における事業管理の経験をはじめコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等の知見も深く、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、それぞれ当社社外監査役として適任であると判断し選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役候補者である和中新一氏および齋藤仁男氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう両氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人の選任につきましては、現在当社の金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査を行っております「太陽A S G有限責任監査法人」を会計監査人として選任することが、会計監査の効率性を維持する観点から適切であるため、同監査法人を会計監査人として選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

監査法人の名称 (英文名称)	太陽A S G有限責任監査法人 (Grant Thornton Taiyo ASG)		
事務所	主たる事務所 東京都港区赤坂8-5-26 赤坂D S ビル西館 その他の事務所 大阪、名古屋		
沿革	昭和46年9月 太陽監査法人設立 昭和60年9月 元監査法人設立 平成3年4月 アクタス監査法人設立 平成6年10月 グラント・ソントン・インターナショナル加盟 平成11年4月 元監査法人とアクタス監査法人の合併によりアクタス元監査法人となる 平成13年7月 エーエスジー監査法人に社名変更 (平成15年2月からA S G監査法人) 平成18年1月 太陽監査法人とA S G監査法人の合併により太陽A S G監査法人となる 平成20年7月 有限責任組織形態に移行 太陽A S G有限責任監査法人となる		
概要 (平成22年3月31日現在)	資本金	182.5百万円	
	人 員	代表社員	26名
		社員	23名
		特定社員	2名
		公認会計士	70名
		公認会計士試験合格者等	111名
		その他監査従事者	47名
		その他職員	37名
		合計	316名
	被監査クライアント数	471社	

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役および監査役に付与する分については、取締役および監査役に対する報酬等として会社法第361条および第387条に定める事項も併せてご承認をお願いするものであります。

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由
当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また、当社の監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的として、当社の取締役、監査役および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。
2. 報酬としての相当性等
 - ① 当社取締役の報酬額につきましては、平成17年6月20日開催の当社第21期定時株主総会において年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まない。）とする旨ご承認をいただき現在に至っておりますが、当該報酬枠の範囲内において、当社取締役（社外取締役を含みます。以下同じ。）に対して、第5項に記載の内容による新株予約権による報酬等として年額2千万円以内（うち社外取締役について4百万円）の報酬枠のご承認をお願いするものであります。各取締役に対する個別の金額については、各自の業績、業務成績、能力、貢献度合、勤続年数、功労割合等の要素を総合的に考慮したうえで当社取締役会において決定したいと存じます。
 - ② 当社の監査役の報酬額は、平成17年6月20日開催の当社第21期定時株主総会において年額1億円以内とする旨ご承認いただき現在に至っておりますが、当該報酬枠の範囲内において、当社監査役に対して、第5項に記載の内容による新株予約権による報酬等として年額2百万円以内の報酬枠のご承認をお願いするものであります。各監査役に対する個別の金額については、各自の業績、能力、貢献度合、勤続年数、功労割合等の要素を総合的に考慮したうえで当社監査役会において決定したいと存じます。
 - ③ 現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、第4号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認されますと、割当を受ける取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。
 - ④ 現在の監査役は3名であり、第5号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認されますと、割当を受ける監査役は3名となります。
 - ⑤ 取締役および監査役に付与する分については、役務の対価として、ストックオプションの目的で付与するものであり、当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また、当社の監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的とするものであることから、かかる新株予約権は、取締役および監査役への報酬内容として相当なものと考えております。

3. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

500個

(このうち当社取締役が付与する本新株予約権は200個を、当社監査役に付与する本新株予約権は20個をそれぞれ上限とします。)

4. 新株予約権の払込金額

無償(本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。)

5. 新株予約権発行の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の数

- ① 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、当初1株とする。
② 当社が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \frac{\text{無償割当、分割または併合の割合}}{\text{無償割当、分割または併合の割合}}$$

- ③ 本項に基づく調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的株式数について行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
④ 当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下、「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日における大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする(1円未満の端数を切り上げる。)。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、いかなる場合においても、出資価額は当初出資価額を上回らない。
② 当社が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割または併合の比率}}$$

- (3) 本新株予約権を行使することができる期間
平成25年7月13日から平成30年7月12日まで（当該末日が銀行休業日の場合はその直前銀行営業日までとする。）
- (4) 本新株予約権の行使の条件
- ① 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員の何れもの地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職または当社の都合による場合はこの限りでない。
 - ② 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、本新株予約権者は、大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、当該時点において有効な行使価額を50%以上下回る期間が6か月継続した場合は、その後、本新株予約権を行使することができない。
- (5) 端数処理
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。
- (6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
行使に際して払込みまたは給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
- (7) 本新株予約権の取得
- ① 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 本新株予約権者が(4)に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 本新株予約権の譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (9) 本新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (10) 組織再編時における新株予約権の交付
- ① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画（以下、総称して「合併契約等」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を交付することができる。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。
ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社等の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}}$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

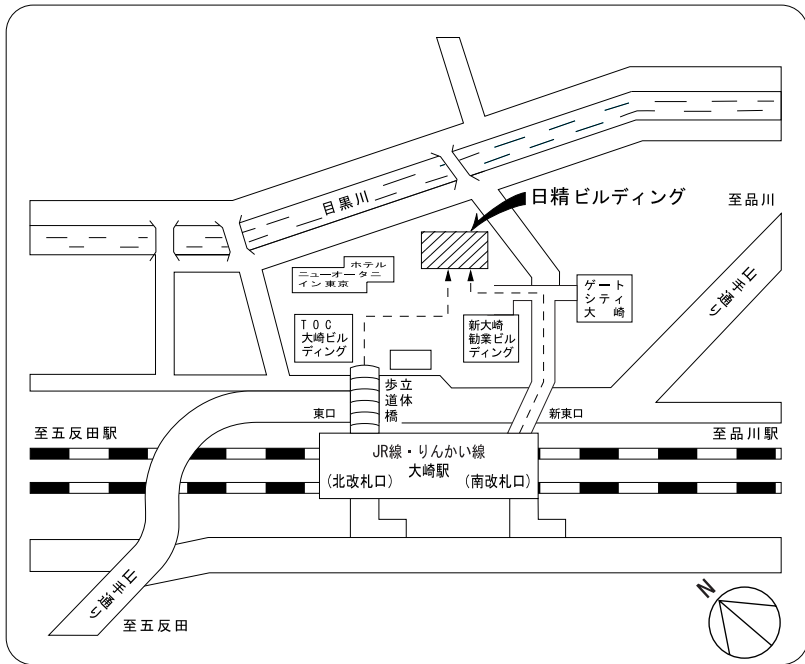
$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

(11) 細目事項

上記のほか、本新株予約権に関するその他の細目事項は、取締役会決議により決定する。

以 上

株主総会会場ご案内図



* 交通：JR線
 りんかい線 } 大崎駅より徒歩3分